

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年5月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000231号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100003号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額を6,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年5月27日

私は、A社から請求期間に臨時家賃補助手当という名目で賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社の回答、同社から提出された「平成28年1・2・3月臨時家賃補助手当」及び賃金台帳により、請求者は請求期間において事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準

賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる賞与額又は保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

一方、A社及び請求者は、請求者が請求期間において社会保険事務担当者であった旨回答している。厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、同社は、請求者が、前任者から賞与支払届を含む社会保険関係の業務を引き継ぎ、不慣れながらも一人でこなしていた過程で、今回の提出漏れが発生したものであり、また、家賃補助の臨時分等は件数が少なかったことから、賞与支払届を提出するという認識が希薄になっていた旨回答しているが、同項ただし書の規定は、このような場合には適用されないと解されている。加えて、同社に係る閉鎖事項全部証明書の役員欄に請求者の名前は見当たらないことから、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和3年1月21日年金事務所受付）し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000233号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年3月9日から平成19年3月10日まで

私は、B業務としてA社に勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者の記録が無い。私の同社における雇用保険の加入記録は平成13年3月9日から平成19年3月9日までとなっているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における被保険者期間は平成13年3月9日から平成19年3月9日までの期間であることが確認できることから、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成21年2月2日に閉鎖されていることが確認できる上、同社が閉鎖された当時の代表取締役及び複数の取締役に文書照会を行い回答があった者(以下「元取締役」という。)並びに同社の破産管財人は、請求者に係る請求期間の勤務実態、給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保有していない旨回答している。

また、A社における請求期間に係る厚生年金保険の加入の取扱いについて、元取締役、請求者が同僚として氏名又は姓のみ挙げた者及びオンライン記録により同社における厚生年金保険被保険者のうち所在が確認できる者に文書照会を行い回答があった複数の者は、同社では厚生年金保険に加入させていない者や本人の希望により異なる取扱いであり加入していない者がいた旨回答している上、請求者と同じ

仕事内容であったとして請求者が氏名を挙げた者及び元取締役から氏名が挙げられた複数の者の中には、請求者と同様に、同社における雇用保険の加入記録は確認できるものの、オンライン記録により同社において厚生年金保険に加入した形跡が見当たらない者が複数確認できることから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が請求期間当時居住していたC県D市は、請求者に係る平成14年度分（平成13年所得分）から平成20年度分（平成19年所得分）までの課税資料は無い旨回答しているため、請求期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、D市から提出された請求者の国民年金管理カード及び請求者のオンライン記録によると、請求者は、請求期間において国民年金被保険者であり、請求期間及びその前後の期間において、国民年金保険料の免除申請が複数回行われていることが確認できる上、同市は、請求者に係る国民健康保険の加入記録について、平成12年11月21日に被保険者資格を取得し、平成19年8月18日に被保険者資格を喪失している旨回答していることから、請求者は、請求期間において国民健康保険被保険者であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は無い上、当該資格取得者の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。